

2023年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）

開放型入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔事実1〕

Xは、時価600万円のトラクター甲（以下「甲」という。）を所有し、自らの農場で使用していたが、2021年4月10日、何者かにより盗まれた。Xは、盗難があった旨を警察に届け出たが、甲は見つからないままであった。甲は盗難にあった後、犯人から、事情を一切知らないトラクター等の農機具の中古品販売業者のAに対して売却され、その後、犯人は行方をくらました。ところで、甲が盗難品であることについて善意無過失のYは、同年5月10日、Aから、甲を400万円で購入し、同日以降甲を農作業に使用している。翌2022年3月10日、Xは、盗まれた甲にそっくりのトラクターがYの手元にあることに気が付き、確かめたところ、その特徴から、同トラクターがXから盗まれた物であることが判明した。そこで、Xは、Yを被告にして、2022年4月10日に甲の返還を求める訴訟を起こした。なお、農業動産信用法13条によれば、農業用動産については、登録・未登録を問わず、民法192条から194条の適用がある。

〔設問1〕

XがYに対して行っている甲の返還請求の可否について、Yの反論等を踏まえて検討しなさい。

〔事実2〕

通常判断能力を有する高齢者のGは、S銀行（以下「S」という。）に対して、預金（200万円）を有していたが、キャッシュカードは使用せず、専ら預金通帳（以下「通帳」という。）と届出印鑑（以下「印鑑」という。）による払戻し・預入れをしていた。ところが、Gの通帳と印鑑を盗んだ高齢者Aは、Gになりすまして、SにあるGの口座から150万円を引き出して、その後行方をくらました。

なお、Gが通帳と印鑑を盗まれたことについてはGに帰責事由はなく、かつ、Aは、Gの代理人であると称して150万円を引き出したのではないものとする。また、使用されたのはキャッシュカードではないため、預金者保護法は適用されず、1回の取引金額が200万円を超えていないため、犯罪収益移転防止法による本人確認義務は生じない。

〔設問 2〕

A に対する S の払戻し完了後、G はこれに気が付いて盗難届を S に出し、改めて S に対して払戻しを求めた。S は A に対して払った 150 万円を再度 G に払わねばならないか。

2023年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C日程：民法】

〔設問1〕について：

《出題趣旨》

農業用動産（以下、動産）を所有する者（以下、所有者）が、動産を盗まれ、動産がさらに中古の販売業者に売却され、その販売業者から動産を買い受けて使用する者（以下、占有者）に対して、甲の返還請求をすることができるか、また、どのような場合に返還請求をすることができるか、を問う問題である（最判平成12<2000>年6月27日<百選I・69番判例>の事案と判旨参照）。

《解説》

（1）①物の所有者は、その意思によらず盗難により占有を奪われた時は、所有権に基づき、権限なく同物の占有をする者に対して、物権的返還請求権を主張できる。

②本件では、Xは、その意思によらず何者かの盗難により甲の占有を奪われ、現在権限なくYが占有しているから、Yに対して、所有権に基づき物権的返還請求権を主張できる。

③物が動産の場合、取引行為により、平穩・公然・善意・無過失によりその物の占有を始めた場合は、その物を占有する前主に所有権がなくても、民法192条の即時取得が成立し、その物の所有権を取得する。

④本件では、甲は動産であり、Yは、Aから、甲が盗難品であることを過失なくして知らずに買い受け、平穩・公然・善意・無過失による甲の占有を始めており、Aに所有権がなくても民法192条により、甲の物の所有権を取得する。

（2）①動産が盗まれた物である場合、民法192条の即時取得の要件が満たされても、民法193条により、盗難の時から2年間、物の所有者は回復（返還）請求ができる。

②本件では、甲は盗まれた物であり、甲の盗難は2021年4月10日にあり、この時から2年間は経過していないから、Xは、甲の返還請求ができる。

③動産が盗まれた物である場合でも、民法194条により、その物が盗難品と知らず、かつ同種の物を販売する商人から買い受けた場合は、その物の対価を弁償しないと所有者はその物の返還請求はできない。

④本件では、甲は盗まれた物であり、Yは、甲が盗難品と知らず、かつ甲を同種の物を販売する商人Aから買い受けているので、所有者Xは、甲の対価400万円をY

に弁償しないと甲の返還請求はできない。

《講評》

問題文にヒントがかなり出ていたため、全体として出来は良かったと思う。しかし、Xの主張とYの反論、そしてXの再反論とYの再々反論という構造になるので、これら全体を要領良く書いていた者は、それほど多くはなかったと思う。また、それぞれの主張・反論等における個別の要件（例：上記（1）③における「動産」）は丁寧に展開することが求められるが、やや雑になっている者も散見した。

〔設問2〕について：

《出題趣旨》

盗んだ他人の預金通帳と印鑑を持参して金融機関から払戻しを受けた場合、どのような場合に金融機関による払戻しが有効とされ、再度の払戻し義務を負わないとされるのか、を問う問題である。

《解説》

（1）金融機関では、預金の払戻しは頻繁で迅速性が要求され、弁済者が弁済受領権者の外観を信じた場合、その信頼を保護する必要がある。

（2）受領権者としての外観を有する者に対する弁済に関する民法478条の規定は、盗んだ通帳・印鑑を持参した者に適用されるとするのが判例・通説である。

（3）同条は、預金者本人に帰責事由がある場合に限らず、帰責事由がない場合にも適用され（判例・通説）、いずれでも、弁済者が善意・無過失なら弁済は有効となる。

（4）本件では、Gに帰責事由がなくても、Sが善意・無過失であれば、Aに対するSの弁済は有効となり、SはGに対して再度150万円を払う必要はない。

※なお、上記（4）の当てはめ（善意・無過失の有無）は、印影照合（届出印と払戻請求書印の印影照合）における過失の有無によるが、実際はその判断はむずかしい。犯罪移転収益防止法（旧本人確認法+旧組織犯罪処罰法）施行（2008年）後に問題となった裁判例（平24<2012>年10月24日釧路地裁判決）を見る。事案は、妻が夫の通帳・印鑑を持ち出し、同じ銀行の別の支店から、同日、約1時間間隔で2回（それぞれ199万円、本人確認を要する額＝1回200万円以上）の通帳・印鑑による払戻しを受け、その後行方不明になったというものである。同判決は、1回目については銀行の払戻し担当者には過失がないが、2回目の担当者には過失がある（①請求者の妻は口座名義人である夫と別人であると容易にわかる、②払戻し金額が本人確認必要額の200万円ぎりぎりである、③別々の支店から同じ金額を払戻し請求している）、

とした。同判決と違い、本件では、妻と夫のような歴然とした違いはなく、1回しか払戻し請求がされていない点などから、印影照合手続に過失がなければ、銀行に過失はないとされると思われる。

《講評》

この問題は、今さら言うまでもないほどの民法478条適用の典型事例であるので、全体として出来は良かったが、同条自体が思い浮かばない者も散見した。また、同条の制度趣旨（上記（1））に言及することが望ましいが、この点に言及した者はほとんどいなかった。

以 上